

2水管第1767号
令和2年11月30日

水産主務部長 殿

水産庁漁政部企画課長
資源管理部管理調整課長

「海面利用制度等に関するガイドライン」のチェックシートの判断の根拠となる指標及び証書類等について

第197回国会において成立した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）に規定される海面利用に関する制度については、当該制度が適切に運用されるよう、先般、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところである。今般、ガイドライン別紙1から別紙3までのチェックシートの判断の根拠となる指標と証書類等の例を別添のとおり示したので、適正な業務執行の参考とされたい。

【問合せ先】

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
電話：03-3502-8111（内線：6701）

法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日
部署及び担当者氏名：

Table with 6 columns: Check Item, Reasonable Reason (Note 4), Applicable (Note 1), Basis of Judgment (Note 5), Examples of Judgment Basis, and Examples of Judgment Basis Documents. It is divided into sections for Resource Management, Judgment Basis, Effectiveness, and Evaluation.

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
(注1) 都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定時において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。把握・確認をしていない場合、法第176条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名：

Table with 6 columns: チェック項目, 合理的理由の有無(注4), 該当する場合に「✓」, 判断の根拠(注5), 判断の根拠となる指標の例, 判断の根拠となる証書類等の例. Rows include sections for Resource Management, Appropriateness Criteria, and Effectiveness Criteria.

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ 原則として、全てのチェック項目を満たす場合に、「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず、「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇 漁業権者：〇〇漁業協同組合 年 月 日：〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名：

Table with 6 columns: チェック項目, 合理的理由の有無(注4), 該当する場合に「✓」, 判断の根拠(注5), 判断の根拠となる指標の例, 判断の根拠となる証書類等の例. Rows include 1 資源管理の状況等の報告, 2 法第91条第1項第1号の判断基準, 3 法第91条第1項第2号の判断基準, 4 評価.

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。
※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。
1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。
※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。
(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。
(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。
(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。
(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病氣やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。
(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

5 指導の状況 (指導の日 〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名 〇〇課 〇〇 〇〇)
Table with 2 columns: 指導の内容, 改善状況, 評価・理由.

6 勧告の状況 (勧告の日 〇年〇月〇日 部署及び担当者氏名 〇〇課 〇〇 〇〇)
Table with 2 columns: 勧告の内容, 改善状況, 評価・理由.